

令和6年6月6日

行政書士が解説「終活～入門編～」

乾行政書士事務所
特定行政書士 乾 公憲

1, エンディングノートと遺言の違い

エンディングノート・・・法的効果×

- ・ご自身について
- ・資産について
- ・延命治療について
- ・葬儀について
- ・家族について

遺言書・・・法的効果○

- ・相続分の指定
- ・遺言書の執行に関する効力
- ・相続人の廃除
- ・相続財産の処分

2, 遺言の種類

- ・ 自筆証書遺言
- ・ 公正証書遺言
- ・ 秘密証書遺言
- ・ 特別方式遺言

(1) 自筆証書遺言とは

自筆証書遺言の作法

① 遺言者が②全文、日付及び氏名を③自署し④押印して作成。

①～④のうち一つでも記載漏れがあれば、その遺言書は使えない。

(2) 公正証書遺言とは

公正証書遺言の作法

- ① 証人2人以上の立会があり、
- ② 遺言者が遺言の内容を公証人に口授し
- ③ 公証人がその内容の書類を作り、
- ④ その書類を遺言者と証人に読み聞かせる又は閲覧させ
- ⑤ 遺言者と証人が内容がぁっていることを確認し、署名、押印

⑥ 公証人が署名、押印して作成

- ・公証役場で作成するので、記載漏れなどの心配がない。
- ・公証人に支払う手数料が発生。

3、遺言の書き方

(1) 遺言には何を書くか？

(2) 作成の流れとポイント

(3) 遺言の保管場所は？

※自筆証書遺言保管制度

4、遺言執行者の役割

- ・ ①相続開始
- ・ ②**遺言執行者**に就任した旨の通知書を作成し、相続人へ送付
- ・ ③相続財産調査・相続人調査
- ・ ④財産目録の作成と相続人への送付
- ・ ⑤**遺言**内容の実行（預貯金の解約、相続財産の名義変更、売却、分配等財産の引き渡し）
- ・ ⑥任務完了についての通知書を作成し送付

5、遺産分割協議

遺産分割協議とは、相続人全員で遺産の分け方を話し合う手続き。亡くなった被相続人（以下「亡くなった人」）の遺産は、相続人全員の共有となる（民法 898 条）。共有状態の遺産の分け方を話し合うのが遺産分割協議。

Q1 遺言を使えば、どのように遺産を分けてもかまわないですか？

Q2 生前贈与を受けていた人には遺産をどう分割すればいいですか？

Q3 相続人に認知症の人がいる場合はどうすればいいですか？

Q4 行政書士はどのように活用すればよいのでしょうか？